

第76回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日	平成23年7月6日（水）
招集場所	米子市役所402会議室
会議	午後1時30分
出席委員	1番 石橋 明広 2番 福田 司 3番 田中 正昭 4番 高西 史郎 5番 潮 秀男 6番 安田 浩 7番 松原 幹人 8番 隠樹 赳 9番 森中 喜輝 10番 角田 忠雄 12番 遠藤 泰三 13番 松林 貢 14番 井田 正 15番 唐来 新市 16番 竹中 忠美 17番 倉敷 敏成（部会長）
欠席委員	11番 林原 成子
事務局	田村事務局長 大許農務係長 道下主幹
日程	1 農地法各条申請地現地調査 2 部会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 （1）農地法各条申請審議等 ア 第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について ウ 第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について オ 第19号 米子市農用地利用集積計画の決定について カ 第20号 米子市農用地利用集積計画の内容訂正の決定について 6 報告事項 （1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 非農地現況証明について
- (4) 農地転用現況確認書の交付について
- (5) 県農業会議員の事務報告
- (6) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長（倉敷委員）

現地調査に引き続き第76回農地部会を開催いたします。現地調査、皆さん、ごくろうさんでした。

そういたしますと、最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長（倉敷委員）

それでは、議席番号8番の隠樹 赴委員と議席番号9番の森中喜輝委員にお願いしたいと思います。また、今日の欠席者は林原委員です。

それでは審議に入ります。初めに3ページの議案第16号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号26の淀江町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号26の淀江町淀江の案件について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は譲受人が現在、親子間で借受けてい

る農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は83aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

15番（唐来委員）

先ほど事務局より説明されたとおりでございます。親子間で使用貸借していた農地8,386㎡を、生前贈与により取得しようとするものであります。

許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしく願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんより説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、5ページの議案第17号をお願いいたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号4の日下について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番（福田委員）

日下について説明します。現在、申請人は自宅に車を駐車しておりますが、敷地が狭いために一部駐車できない状態で有りまして、道路を挟んで反対側にあります畑、37㎡について駐車場に転用するものであります。地元の船岡委員とも話をしましたが、別段、問題もないということでしたので、よろしく願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号4について地元委員から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして7ページの議案第18号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ、番号18の安倍について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

8番（隠樹委員）

18番の議案について説明します。

はじめに見たところですが、申請者は議案のとおりです。申請地は、安倍の畑で面積は275㎡です。

申請者は、旗ヶ崎のアパートに家族4人で生活しておりますが、手狭になったため、住宅建設を計画したものです。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

又、申請地は、水道管・下水道管が埋設された道路沿いにあり、また500m以内に2箇所の医療施設があることから、第3種農地に該当すると思われま

す。転用については、問題ないと思われま

議長（倉敷委員）

ただ今、番号18について地元委員から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号19の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

6 番（安田委員）

今日、バスの中からみていただきました、2 番目の場所です。立札も立ててではなく、確認できなかったので説明の仕様もありません。

次回に回してもらわないと、これでは皆さんに申し訳がありません。

13 番（松林委員）

立札というのは、これ何か条件が付してあるものですか。

立札が立ててないということは分かりましたけれど、委員会から立札を立てなさいという文書が行って、これを立てなかった場合、何かありますか。

議長（倉敷委員）

事務局、これはどんなものですか。

事務局（大許係長）

立札を立てなさいというような法規制はありません。一応、現地を確認するために場所も分からないので、目印ということで立てるものです。委員会の前に事務局は現地を確認しますが、その時にも立札が立っておらず、代書人に催促をしております。その後、再確認はしていませんが、立てられておるものと認識しておりました。

4 番（高西委員）

これは、個人でなく、代書人か。

事務局（大許係長）

誰が立てられるか分かりませんが、申請書を持ってこられた方に、立札を立てるように催促して、そこから申請者の方にされると思っている。

9 番（森中委員）

道路から奥のほうだということだが、これはどういう地形で、申請が出ているの

2 番（福田委員）

黒板に書いてもらえ。地形が分かっていいけん。

事務局（大許係長）

黒板に図を書き、形状を説明する。（旗竿の形状の住宅敷地で、竿の部分が道路に接し、侵入路として利用し、奥が敷地となる。）

議長（倉敷委員）

このまま、これを認めれば、将来こうゆうのが出てきたときには、あの時はよかったのに、今回はだめだったと言われたときには大変なことになり、地元委員が言われるように、次回の委員会で、新しい委員会になりますが、再度、審査してもらったらどうでしょうか。

9番（森中委員）

まあ、農業委員会としては、そうですが。どうゆう扱いをするの。取下げをするの。

4番（高西委員）

保留にしておけばいい。

事務局（大許係長）

保留はできませんので、取下げてもらい、再度申請していただくことになります。

2番（福田委員）

取下げが一番いいのではないか。受付けてからの処理までの期限があるので、取下を一度しなさいと。連絡したけれども立札が立っておらず、現地が確認できなかったから認めるわけにならないから。一旦、取上げて再度提出してくださいと。

4番（高西委員）

各委員もきちんと注意をしなければならぬし、な—な—で何でもかんでもいいのは難しい。

2番（福田委員）

前にも、立札が低くて、草に隠れて見えないことがあり、相当もめたことがある。その例では、地元委員は、何とかよろしくと言われたが、ほかの委員からいろんな意見があり、1回延ばしたことがあった。立札の高さのことも含めて、もう一度、申請者への指導を含めてしたほうがいい。

議長（倉敷委員）

現地を確認できなかったため、一度、取下げて、再度、申請してもらうようにするしか、方法がないのではないか。

6 番（安田委員）

電話でも事務局からあったり、議案が回ってくると聞いたりして立札をどこまでも探していく。それが今日も来るときに見たがない。立札がなくてもいいことが、慣例になってどこまでも続いてくると、本当に立札がいらんようになる。

2 番（福田委員）

ひとつには、委員により対応の仕方がいろいろある。現地に行って立札が立ってなかったら、立ってないよと事務局に言うことにしましょう。いついつ見たが、立ってないよと、早急に立てるように指導してくれと事務局に言うようにしよう。委員の対応がばらばらではいけない。

9 番（森中委員）

今後の、対応は、そのように対応すればよいが、今回の案件についてどうするか。

議長（倉敷委員）

一旦、取下げてもらい、新しい委員会で、次回に再度提出し審議していただく方向がよろしいのではないか。

4 番（高西委員）

きちんと理由を言って、説明をしてな。申請者には、代書人からよく説明して、納得してもらうように。

議長（倉敷委員）

それで、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、事務局そのように指導してください。

続きまして、番号20の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

6 番（安田委員）

20番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑で面積は297.53㎡です。

申請者は、観音寺のアパートで生活していますが、結婚する予定のため、実家の近くに住宅建築を計画したものです。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。

申請地は、住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしく審議のほどお願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号20について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号21の大篠津町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

1番（石橋委員）

21番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、大篠津町の畑で面積は277㎡です。

申請者は、大崎の借家に家族4人で住んでいますが、手狭になったため、実家の近くに住宅建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に該当すると思われます。地元の山根委員さんも、ご本人に出会って話もしておられ、排水等の同意も取れております。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号21について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号22の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4 番（高西委員）

22番の議案について説明します。

最後に現地を見ていただいた所です。申請地は、淀江町佐陀の畑で面積は224㎡です。申請者は、不動産の売買・賃貸等を行っている会社です。この度は、建売用の住宅を建築しようと計画したものです。実行組合の排水同意もあります。

申請地は、見ていただきましたとおり街区の面積に占める宅地の割合が40%を超える区域内にある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号22について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号23の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4 番（高西委員）

23番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。地権者は、22番と同じです。申請地は、淀江町佐陀の畑で面積は209㎡です。申請者は、米原のアパートに家族4人で生活していますが、手狭になってきたため、住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意もあります。

申請地は、街区の面積に占める宅地の割合が先ほどのところと同じく40%を超える区域内にある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号23について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (倉敷委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、10ページ、議案第19号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

11ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が28件、転貸に係る担い手育成機構借入れの設定が3件、それに伴う機構からの転貸が1件ございます。

それでは、13ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号7-1から番号7-28まで一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (大許係長)

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。今月は、田に関するものが、34筆48,935㎡、畑に関するものが、34筆51,839㎡、ございます。

番号7-1は、貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、66aとなっております。

番号7-2は、再設定となっております。

番号7-3は、貸し人の農業廃止に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、343aとなっております。

番号7-4は、貸し人の兼業による経営縮小での設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、73aとなっております。

番号7-5から番号7-12までは、再設定でございます。

番号7-13は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借りです。経営面積は、319aとなっております。

番号7-14は、貸し人の病気等での労力不足による設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、97aとなっております。

番号7-15から番号7-24までは、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸し人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借り人の設定後の経営面積は、1,257aとなっております。

番号7-25は、借り人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、91aとなっております。

番号 7-26 から番号 7-28 までは、鳥取西部農協が利用権設定により農地を借り入れて農業経営をするというものです。経営面積は、90 a となっております。以上です。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局から番号 7-1 から番号 7-28 まで説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、決定といたします。続きまして 22 ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借入れを行う案件と、それに関連して 24 ページでございますが、当該農地を農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を一括審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

続きまして、農地保有合理化事業に係る転貸の案件についてご説明いたします。まず、22 ページ、番号 7-1 から番号 7-3 は農地保有合理化事業により鳥取県農業農村担い手育成機構が借受けを行う案件でございます。

続きまして、24 ページ番号 7-1 は、先ほどの担い手育成機構が借り入れた農地を、農業生産法人に転貸を行う案件で、設定後の経営面積は、117 a でございます。

以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

担い手育成機構が借入れて転貸する案件について事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、決定といたします。

次に 26 ページ、議案第 20 号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の内容訂正の決定について、別紙農用地利用集積計画（訂正案）について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、決定を求めます。

27ページについて、事務局より説明をお願いいたします

事務局（大許係長）

お手元に第20号議案訂正資料をお配りしております。上が訂正前、下が訂正後です。5月の農地部会で決定した、米子市農用地利用集積計画の中に誤りがありましたので修正するものです。内容といたしましては、農用地利用集積計画の中の番号5-42の中の農地の合計面積を「14,219㎡」としていたものを、誤りであったため「12,025㎡」に訂正するものです。以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

訂正案について、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

28ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号6から番号9までの4件を受理しております。

続きまして、29ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号14から番号18までの5件を受理しております。

続きまして、30ページ（3）非農地現況証明について、番号4から番号5までの2件を証明しております。

続きまして、31ページ、（4）農地転用現況確認書交付について番号5から番号8までの4件を交付しております。続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

そういたしますと、報告いたします。

第4条1件、5条4件すべて許可になっています。以上でございます。

議長（倉敷委員）

ただいま会長から報告がありましたが、これについて、ご意見、ご質問などはありませんか。

(意見なしの声あり)

議長 (倉敷委員)

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局 (大許係長) (事務局説明)

お手元に配布しております平成 23 年 7 月部会連絡事項をご覧ください。まず、平成 23 年、第 12 回農業委員会総会を 7 月 20 日に第 401 会議室で開催しますので、該当する方は、出席お願いいたします。

次に配布資料といたしまして農業委員選挙についての「全国農業新聞タブロイド版」をお配りしております。

今期で、退任されます委員さんは、農地パトロールのマグネットシート、耕作放棄地調査の画板を返却願います。以上です。

議長 (倉敷委員)

これを持ちまして、第 76 回農地部会を終了します。

閉 会 午後 4 時 5 分